

2006年4月1日から  
自動車リサイクル法の  
離島対策支援事業により、  
輸送費支援が始まっています！



Q：離島対策支援事業って



A：今までは、自動車を処分する際に高い海上輸送費を負担されて来ました。  
自動車リサイクル法の離島対策支援事業が、使用済自動車の海上輸送費（船賃）のうち  
8割を支援します。  
具体的には、町が定めたルールにより支援事業が運用されます。  
（詳しくは下記をご覧ください。）

## 町からのお知らせ

平成18年4月1日以降に自動車を廃車される方に  
獅子島から本土までの海上輸送費のうち8割を補助します。

補助を申請される方は、以下の書類を役場窓口へお持ちください。

- ① お車を引渡す引取業者が発行する引取証明書
- ② 乗船券半券

【問い合わせ先】

長島町役場 保健衛生課 TEL 86-1111